

富士市
はり・きゅう・マッサージ費用助成事業

在宅で生活をする要介護高齢者の家族介護者に対し、はり・きゅう・マッサージ費用を助成します

対象者

以下の①②③の要件を全て満たす要介護者を、申請日の属する月前6か月間に継続し、同居（同一生計に限ります）して現に介護をしている家族介護者

① 本申請日の属する月前６か月間（以下「対象期間」という。）に継続して、６５歳以上の介護認定要介護３以上、または、要介護２で介護認定調査時の主治医意見書において『認知症高齢者の日常生活自立度』がⅡ以上の要介護者であること。

② 対象期間に、ショートステイを計１４日以上利用していないこと。
（なお、申請後に当課からサービス利用の有無を関係機関に照会・確認します。）

③ 要介護高齢者が対象期間に、病院又は診療所に継続して１４日以上入院していないこと。

手続き

『富士市家族介護者はり・きゅう・マッサージ費用助成事業』利用申請書を、高齢者支援課へ提出してください。申請後、上記の要件を確認し、該当する場合は『富士市家族介護者はり・きゅう・マッサージ利用券』を申請者様宛に送付します。

なお、当課から上記の要件②の関係機関への照会は、本申請日の翌々月以降にならないとできないため、利用券の交付までは申請日から２カ月～２カ月半かかります。

申請期間

申請期間は当該年度の４月１日～12 月末日（12 月 31 日）までです。

助成額

利用券は、各年度１０枚とし、助成の額は一枚につき１，３００円です。

利用券の使用は、施術一回につき３枚までとし、超えた額は自己負担となります。

一人の家族介護者が複数人の要介護高齢者を介護している場合や、複数人の家族介護者が一人の要介護高齢者を介護している場合も、交付する利用券は１０枚です。

（利用券の利用は、利用券の交付を受けた家族介護者に限ります。）

施術所

利用券が使用できるのは、市内の指定された施術所（別紙）のみとなります。

（施術前に施術所の方に利用券を利用することをお伝えください。）

有効期限

有効期間は、交付された日から当該年度の末日（３月３１日）までです。翌年度への持ち越しはできません。また、要介護高齢者がお亡くなりになった時や、家族介護者が転居などで対象者の条件が変わった場合は利用券は使用できませんので、高齢者支援課まで返却してください。

お問い合わせ

富士市役所　高齢者支援課（庁舎4階北側）

電話：55-2741

はり・きゅう・マッサージ費用助成事業（別紙①）

はり・きゅう・マッサージ利用券が使用できる施術所

令和8年10月現在

番号	施　術　所　名	施術者名	郵便番号	住　所	電話番号
1	神尾鍼灸整骨院	神尾　圭祐	417-0044	高嶺町１-１２	５２-８３５７
2	鍼灸川窪健康堂	川窪　吉男	417-0011	鈴川本町９-４０	３２-２３６３
3	川原指圧健康堂	川原　善次郎	417-0001	今泉３９３７-１	２１-１２１０
4	はせがわ鍼灸接骨院	長谷川　育正	417-0061	伝法２５４８-４	５２-９９００
5	高橋マッサージ	高橋　孝一	417-0071	国久保３丁目6-14-11	５１-０２８９
6	中央治療院	望月　昇	417-0044	高嶺町７-１９	５２-３２３１
7	青空鍼灸院	千田　見	416-0906	本市場１３５-１０	６４－３８７２
8	鍼灸マッサージ治療院 あいしん堂	小林　良幸	416-0906	本市場１４５－１	６３-１１８９
9	富士松林堂	清水　正明	421-3303	南松野１７５９－１４	８５－３２５９
10	田子浦鍼灸接骨院	木ノ内　秀効	416-0944	横割６丁目18-13	61-4131
11	朝霧高原治療院	田中　努	417-0862	石坂３８０－１ ゴルヴァティーク1F	090-8502-0256
12	富士整形外科病院	尾形　康樹	417-0045	錦町１丁目４番２３号	51-3751
13	さくら指圧治療院	照井　みゆき	417-0851	富士見台７丁目１０－２１	090-5125-4092

～利用券の交付を受けた皆様へ～

以下をご注意いただき、ご利用ください。

・利用券が使用できるのは、市内の指定された上記施術所です。

・利用券の使用は、施術一回につき３枚までで、超えた額は自己負担となります。

・利用時には必ず利用券をお持ちください。

・利用券の有効期間は、交付された日から当該年度の末日（３月３１日）までで、翌年度への持ち超しはできません。